

昭和四十六年政令第二百七十五号

自動車重量税法施行令
内閣は、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第五条第二号、第六条第二項第四号及び第五号、第七条第二項第一号及び第三項、第八条から第十条まで、第十六条第一項及び第二項並びに第十七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

第一条 この政令において「自動車」、「検査自動車」、「自動車検査証の交付等」、「届出軽自動車」、「車両番号の指定」、「協会」又は「国土交通大臣等」とは、それぞれ自動車重量税法（以下「法」という。）第二条第一項、第六条第一項又は第十条に規定する自動車、検査自動車、自動車検査証の交付等、届出軽自動車、車両番号の指定、協会又は国土交通大臣等をいう。

第二条 法第五条第二号に規定する車両番号の指定を受けたことがあることが明らかにされた届出軽自動車は、当該届出軽自動車についての道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十七条の三第一項（検査対象外軽自動車の使用の届出）の規定による届出の際に、財務省令で定める書類が当該届出のための書類に添付された当該届出軽自動車とする。

第三条 法第六条第一項に規定する政令で定める場所は、麹町税務署の管轄区域内の場所とする。

法第六条第二項第四号に規定する政令で定める場所は、次の各号に掲げる納稅義務者の区分に応じ当該各号に掲げる場所とする。
一 自動車の使用者 第六条に規定する書類に記載された当該使用者の法の施行地にある事務所、営業所その他これらに準ずるもの（以下「国内の事務所等」という。）の所在地
二 自動車の所有者 道路運送車両法第四条（登録の一般的効力）に規定する自動車登録ファイル（軽自動車である検査自動車又は二輪の軽自動車につては、同法第七十二条第一項（検査対象外軽自動車の使用の届出）の規定による届出の書類に記載された当該所有者の国内の事務所等の所在地

3 法第六条第二項第五号に規定する政令で定める場所は、その自動車検査証の交付等又は車両番号の指定の事務をつかさどる官公署又は協会の所在地とする。

第四条 法第七条第二項第一号に規定する政令で定める自動車は、乗車定員十人以下の自動車とする。

第五条 牽引自動車（その自動車検査証において第五輪荷重が最大積載量と一致するものに限る。）及び被牽引自動車（その自動車検査証において当該牽引自動車のみにより牽引されるものであることが明らかにされるものに限る。）の車両総重量は、当該牽引自動車にあつてはその自動車検査証に記録される車両総重量から第五輪荷重を控除し牽引重量を加えた重量とし、当該被牽引自動車にあつてはそのものとする。

前項に規定する自動車以外の自動車の車両重量又は車両総重量は、当該自動車の自動車検査証に記録される車両重量又は車両総重量とする。この場合において、当該自動車検査証に記録される車両総重量が二以上あるときは、そのうちの最も重いものとする。

第六条 法第十条に規定する政令で定める場所は、他の自動車 車両番号

第七条 法第十条に規定する政令で定める場所は、次に掲げる場合とする。

一 法第七条第一項第一号イ、第二号イ又は第三号イに掲げる自動車 車両重量

ロ 法第七条第一項第二号ロ又は第三号ロに掲げる自動車 車両総重量

ハ その他の自動車 車両番号

四 法第七条第一項の区分及び当該自動車が次に掲げる自動車である場合には、それぞれ次に定める事項

イ 法第七条第一項第一号イ、第二号イ又は第三号イに掲げる自動車 車両重量

ロ 法第七条第一項第二号ロ又は第三号ロに掲げる自動車 車両総重量

ハ その他の自動車 車両番号

五 その他参考となるべき事項

（現金納付をすることができる場合）

一 法第十条に規定する政令で定める場所は、次に掲げる場合とする。

一 道路運送車両法第六十三条第三項において準用する同法第六十二条第二項（臨時検査の場合の自動車検査証の返付）の規定により自動車検査証の返付を受ける自動車につき課されるべき自動車重量税を納付する場合

二 納付する自動車重量税の額

三 当該自動車の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項

ロ 道路運送車両法第六十条第一項後段（新規検査）の規定により車両番号が指定され登録を受けている自動車 自動車登録番号

四 法第七条第一項第一号イ、第二号イ又は第三号イに掲げる自動車 車両重量

五 その他参考となるべき事項

（過誤納の証明書の請求等）

六 法第十六条第一項の規定により証明書の交付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を同項の国土交通大臣等に提出しなければならない。

一 請求者の住所及び氏名又は名称

二 納付した自動車重量税の額

三 前号の税額のうち過誤納となつた額

四 過誤納となつた自動車重量税に係る自動車を記載した請求書を同項の国土交通大臣等に提出しなければならない。

一 請求者の住所及び氏名又は名称

二 納付した自動車重量税の額

三 前号の税額のうち過誤納となつた額

四 過誤納となつた自動車重量税に係る自動車を記載した請求書を同項の国土交通大臣等に提出しなければならない。

一 納付受託者（法第十条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。）

二 納付受託者（法第十条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。）

三 納付受託者（法第十条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。）

四 納付受託者（法第十条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。）

五 納付受託者（法第十条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。）

六 納付受託者（法第十条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。）

七 納付受託者（法第十条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。）

八 納付受託者（法第十条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。）

一 月の一日から十五日までの期間内に納付する日は、毎月の十六日から末日までの期間内に納付する月の翌月の初日から起算して七取引日を経過する。

二 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

三 委託を受けた自動車重量税 同日の属する月の翌月の初日から起算して七取引日を経過する。

四 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

五 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

六 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

七 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

八 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

九 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

十 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

十一 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

十二 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

十三 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

十四 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

十五 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

十六 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

十七 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

十八 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

十九 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

二十 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

二十一 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

二十二 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

二十三 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

二十四 委託を受けた自動車重量税 同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び國税の收納を行ふその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

易郵便局法（昭和二十四年法律第二百三十三号）第二条（定義）に規定する郵便窓口業務を行いう日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百四十四条（定義）に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二百六十六条（定義等）に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うもの（以下「郵便貯金銀行」）の名称及び所在地
九 その他参考となるべき事項
法第十六条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 第一項第四号、第五号及び第七号に掲げる事項
二 過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた日
三 その他参考となるべき事項
（通知）

第十一條 法第十七条に規定する政令で定める事項は、自動車重量税の納付件数とし、同条の通

知は、毎月、その月中において自動車検査証の交付等又は車両番号の指定をした自動車に係る自動車重量税の納付件数及び納付額並びに当該自動車重量税の法第七条第一項の自動車の区分ごとの納付件数及び納付額を記載した通知書を、翌月末日までに、財務大臣に送付することによりするものとする。

（関係書類の保存年数）

第十二条 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定の事務をつかさどる官公署又は協会は、第六条及び第十条第一項に規定する書類を、その受理した日から五年間保存しなければならない。

附 則 抄
1 この政令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。
2 道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第六十二号）附則第二条第四項（軽自動車検査ファイルに係る経過措置）に規定する軽自動車検査記録簿に道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十二条第一項（検査記録）に規定する事項が記録されている軽自動車の所有者に係る改正後の第三条第一項第二号の場所は、同号の規定にかかわらず、当該軽自動車検査記録簿に記録されている事項の事務所等の所在地とする。

附 則 （昭和五八年三月三一日政令第六〇号）
（施行期日）

この政令は、昭和五八年四月一日から施行する。ただし、第六条第四号及び第八条第一項第五号の改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三〇七号）抄
（施行期日）

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

八号）抄
（平成一五年一月三一日政令第二

第一項第二号の場所は、同号の規定にかかわらず、当該自動車登録原簿に記載され又は当該自動車検査記録簿に記載されているこれらの自動車の所有者の国内の事務所等の所在地とする。
第一条 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。
附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号）抄 （施行期日）
この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
附 則 （平成二四年七月二十五日政令第二〇二号）抄 （施行期日）
この政令は、令和四年七月一日から施行する。
附 則 （令和四年三月三一日政令第一四五号） （施行期日）
この政令は、令和四年三月三日から施行する。
附 則 （令和四年五月二〇日政令第一九五号） （施行期日）
この政令は、令和四年五月二〇日から施行する。
附 則 （令和四年五月二〇日政令第一九五号） （施行期日）
この政令は、令和四年五月二〇日から施行する。
第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。
附 則 （令和四年五月二〇日政令第一九五号） （施行期日）
この政令は、令和四年五月二〇日から施行する。